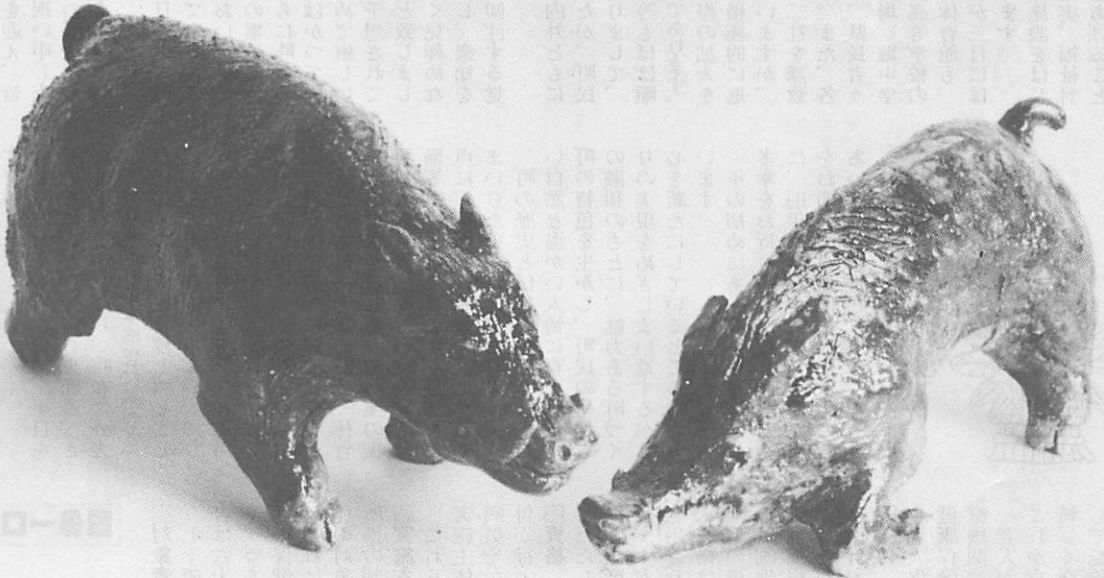


## 町民憲章

- 美しい自然に恵まれたまち徳地を守りましょう
- 健康で明るくたくましいまち徳地を育てましょう
- 勤労を尊び活気のあるまち徳地を伸ばしましょう
- 伝統と文化のかおるまち徳地を高めましょう
- きまりを守り人の和<sup>なご</sup>わまち徳地を築きましょう

## 謹賀新年



▲陶芸教室の作品「いのしし」

### あけましておめでとうございます

今年<sup>ことし</sup>は十二支<sup>じふにし</sup>でいえば第12位のいのししにあたり「亥」の字をあてています。大字典によりますと亥は、イ・ガイ・カイと読み、また、字源として「陽気地にきざして草根<sup>もろこ</sup>筋<sup>すぢ</sup>出でんとする貌<sup>かたち</sup>」とあります。ともあれ、今年<sup>ことし</sup>は不況<sup>ふきやう</sup>の立ち直りを期待し、良い年となることを祈<sup>いの</sup>りたいものです。

### 主な内容

- ②……井上町長の年頭のごあいさつ・国保一口メモ
- ③……老人保健法とは・徳地町監査委員決まる
- ④……地域ぐるみで路線バスを守ろう
- ⑤……社会教育振興大会（社会教育だより）
- ⑥……人権について考える（学校教育だより）
- ⑦……写真だより
- ⑧……保健婦コーナー・国民年金シリーズ③
- ⑨⑩……お知らせ・文芸など

年頭のごあいさつ

# 町民融和のもとに 魅力ある町づくりを!



謹んで町民の皆様へ新年のごあいさつを申し上げます。

昭和五十八年の新春を迎え、皆様のご健康を心からお祝い申し上げますとともに、平素の町政に対するご理解ご支援に深く感謝申し上げます。

ご承知のように、今日の地方財政は誠に厳しさを増しているところでございます。国においては、九十兆円を超える国債の累積を抱えていると言われ、さらに昨今の経済停滞により、本年はかつて経験したことのない、極めて厳しい財政事情となることが予想されております。しかし、私と致しましては、時勢の推移をよく見極めながら、町の将来を展望し、衆知を集め、最善の努力を傾注する覚悟でございます。

顧みますと、昨年も内外ともに厳しい年でございましたが、町民の皆様方のご協力によりまして、計画致しました各事業等もほぼ順調に実施できたところであります。町内における雇用と所得の拡大を目指して、企業誘致を積極的に進めているところでございますが、昨年は東洋工業関連の二社を誘致することができました。また、各種施設につきましては、県長者ヶ原グリーンスポーツ広場、堀中学校夜間照明、県立佐波高等学校の完成等があり、町総合体育館も、現在工事中でございますが三月には完成する予定でございます。

そのほか、学校教育施設をはじめとする公共施設の充実、福祉対策等にかんじり成果をあげることができました。これは関係各位の

ご配慮と、町民の皆様のご支援によるものと深く感謝を申し上げます。

さて、今年には町政担当三年目を迎えるにあたり、初心を顧み、さらに思いを新たに、昨春に公表しております町基本構想に基づき、町民福祉の向上を目標と致しまして「心のかよう 住みよい 伸びゆく」町づくりに献身努力する所存でございます。

引き続き国立少年自然の家等の早期実現を関係機関に強力に働きかけるとともに、企業の誘致、体育施設の整備をはじめ、農林業の振興、教育施設の充実、交通網の整備等町民生活に身近な施策を重点に、積極的に施策の推進をまいりたいと考えております。

町の歴史と伝統を重んじ、美しい自然と温かい人情に育まれた本町の特色を生かし、町民の皆様方の融和のもとに、魅力ある町づくりの実現をめざし進めるべく心を新たにしているところでございます。

年の初めにあたり、皆様方のご多幸をお祈り申し上げますとともに、旧年に倍しご支援ごんたつをお願い申し上げます。新年のごあいさつといたします。



## 一口保

### 老人保健

#### 2月1日から実施

#### 対象者

七十歳以上(寝たきり老人の場合は六十五歳以上)の人が、病气やケガをしたときの療養の給付は老人保健制度から行われます。

これは、現在の老人医療費無料化の対象とおおむね同じですが、所得の制限はありません。

#### 実施主体

これらの人々には、徳地町で実施主体とする老人保健制度から病气やケガをしたときの療養の給付が行われます。

#### 資格

ただし、注意したい点は、老人保健制度からは療養の給付が行われますが、その他の点では国保が適用されることです。国保への加入資格はそのまま、現在の被保険者の資格に変わりなく、葬祭費等は国保から支給されます。

#### 保険料

したがって、保険料も従来どおり納付することになります。

#### 給付

老人保健制度の医療は、現在の健康保険を扱っているすべての医療機関や薬局で受けられます。

老人が医療機関で受診する場合これからは、国保の被保険者証と新しく交付される健康手帳を提示して受診することになります。

#### 一部負担

老人保健制度では、外来の場合一カ月あたり四百円を、その月の最初の受診時に負担することになっています。つまり、一回受診して四百円を支払えば、もうその月は支払う必要がなく、月が変わると、またその月の分を支払うことになります。

また、一つの病院について一カ月四百円ですから、一カ月の間に胃が悪くて内科の病院にかかり、眼が悪くて眼科の病院にかかったような場合、病院、診療所が変わるごとに、そのつど四百円支払います。

入院の場合には、二カ月に限って一日三百円の負担をすることになっています。

従来の老人の医療費は原則として無料でしたが、老人保健制度では、このような一部負担が導入されました。

また、四十歳以上の人を対象に健康手帳の交付、健康診査などの保健事業が行われます。



## 2月1日から実施される

# 老人保健法とは

### ～保健事業の実施と老人医療費の公平負担～

老後の健康保持を図る保健事業の実施と老人医療費の国民公平負担を骨子とする老人保健法が、昭和五十七年八月十七日に公布され、昭和五十八年二月一日から実施されます。今回はそのあらましをお知らせします。

老人保健法は、昭和五十七年八月十日衆議院本会議で可決成立し、昭和五十七年八月十七日法律第八〇号をもって公布されました。老人保健法の中心である各種保健事業の実施、医療の給付は、昭和五十八年二月一日から実施することとされています。

### 老人保健法の主なねらい

老人保健法は、本格的な高齢化社会の到来に対応し得る社会保障制度確立の第一歩として、厚生省が長年にわたって検討してきたものです。その主なねらいは――

- ① 壮年期からの疾病の予防と健康づくりを始めとする各種保健事業を実施し、国民が健康な老後を迎えられるようにすること。
- ② 老人医療費を、国・地方公共団体が負担するほか、医療保険の保険者が共同で拠出することにより、国民みんなで公平に負担することの二点にあります。

### 老人保健法の主な内容

#### 目的および基本理念

老人保健法は、国民の老後ににおける健康の保持と適切な医療の確保を図るため、疾病の予防治療、

機能訓練等の保健事業を総合的に実施し、国民保健の向上と老人福祉の増進を図ることを目的としています。また、国民は、自助と連帯の精神に基づき、自ら健康の保持増進に努めるとともに、老人の医療費を公平に負担すること、年齢、心身の状況等に応じ、適切な保健サービスを受ける機会を与えられることが基本理念とされています。

#### 医療以外の保健事業

① 医療以外の保健事業の種類は次のとおりです。  
〔健康手帳〕は、健康診査の記録その他の老後の健康の保持増進に必要な事項を記載し、自らの健康管理と適切な医療の確保に資するために交付されます。  
〔健康教育〕は、心身の健康についての自覚を高め、知識を普及啓発するため、保健学級の開催等により行われる指導教育です。  
〔健康相談〕は、市町村保健センター等に健康相談室等の場を設け行われる健康相談および助言指導です。

〔健康診査〕は、保健所や検診車あるいは医療機関において、循環器を中心とする一般検査（血圧、検尿等）および精密検査（心電図、眼底検査等）並びに胃がん、子宮がんの検査を行うものです。  
〔機能訓練〕は、脳卒中後遺症等により心身の機能に支障のある人を対象とし、市町村保健センター、老人福祉センター等において、歩行訓練、日常生活動作訓練等を行うものです。

〔訪問指導〕は、疾病、負傷等により、家庭において寝たきりの状態にある人またはこれに準ずる状態にある人を、保健婦等が訪問し、看護方法についての指導、日常生活、栄養など療養方法についての指導、日常生活動作訓練についての指導等各種の保健指導を行うものです。

② 健康な老後を確保するためには、壮年期からの予防や健康づくりが重要ですので、これらの事業は、四十歳以上の人を対象として行われます。

③ 医療以外の保健事業は、原則として、市町村が行います。ただし、保険者や事業主が行う保健サービスで、これらに相当するものを受けることができる人は対象としないこととされています。

④ これらの事業をすべての市町村で実施するには、現時点では、保健婦等の要員および施設の確保の面で不十分なところがあることから、法律上、市町村は逐次、実施に移すことが認められています。  
⑤ 医療以外の保健事業の費用については、国・都道府県および市町村がそれぞれ三分の一ずつを負担することとなっています。

なお、健康診査については、その対象となる人から費用の一部を徴収することが予定されています。

#### 医療

① 医療は、市町村長が給付主体となり、その市町村に居住地を有する医療保険加入者であつて、七十歳以上の人および六十五歳以上七十歳未満の人のうち、寝たきり

等の状態にある旨の市町村長の認定を受けた人を給付対象として行われます。健康保険の被保険者本人も対象となり、一方、所得制限はありません。したがって、老人保健法の医療の給付対象となる人については、医療保険各法においては療養の給付または家族療養費の支給は行わないこととされています。

なお、医療保険各法の加入関係は変わらないことから、医療給付は老人保健制度から行いますが、医療保険制度の医療給付以外の現金給付は所属する保険者から受けることとなり、保険料も従来どおり所属する保険者に納付することとなります。

② 医療の給付は、健康保険および国民健康保険の保険医療機関等において取り扱われます。

③ 医療を受ける人は、保険医療機関ごとに、外来の場合月四五百円を、入院の場合一日三百円を二カ月間（健康保険等の被用者保険の本人については当分の間五十日間）支払うこととされています。

#### 医療の費用負担

① 医療に要する費用は、国が二〇%、都道府県および市町村が各々五%を負担し、医療保険各法の保険者が七〇%を拠出することによって賄われることとなっています。（この記事は「時の動き」から抜粋掲載したものです）

なお、老人保健法についての詳細は町民課福祉係（有線2341）へお尋ねください。

## 徳地町監査委員決まる



徳地町監査委員世木操氏の任期満了（昭和五十七年十二月二十三日）に伴って、後任の監査委員が徳地町議会第四回定例会において、議会の同意を得て選任されました。河口竹夫氏 六十三歳 大字堀一七二五の三番地



### 町内路線バス1台平均乗車人員

(57. 9. 30現在)

| 会社名   | 運行区間  |       | 乗車密度(人) |     |     |
|-------|-------|-------|---------|-----|-----|
|       | 起 点   | 終 点   | 第2種     | 第3種 | その他 |
| 防 石   | 堀     | 地福駅前  |         | 2.6 |     |
| 〃     | 〃     | 県庁前   | 5.2     |     |     |
| 〃     | 〃     | 佐波川ダム |         | 4.9 |     |
| 〃     | 〃     | 河 内   | 5.5     |     |     |
| 〃     | 〃     | 安 養 地 |         | 4.8 |     |
| 〃     | 〃     | 羽 高   |         | 4.6 |     |
| 〃     | 〃     | 上 藤 木 |         |     | 1.7 |
| 〃     | 佐波川ダム | 宮 の 前 |         |     | 0.3 |
| 防 長 徳 | 山 堀   |       | 8.3     |     |     |

- 第2種路線—バス1台当たり1日平均乗車数が5人以上15人以下の路線。
- 第3種路線—バス1台当たり1日平均乗車数が3人以上5人未満の路線。
- その他路線—第2種および第3種路線にも該当しない路線。

## 地域ぐるみで 路線バスを守ろう

町内を走る路線バスの利用状況(堀〜防府間を徐く)は、別表のとおりです。

どの路線バスも一台当たりの利用者が極端に少なく、路線ごとの収支はいずれも赤字となっています。

一路線で一台一日平均乗車数が五人を割ると、第三種路線となり、三年後には国や県の補助は打ち切られます。したがって、四年目からは国や県の補助がなくなり、バス会社としても、今までのどおり運行することが困難となり、減便するか、あるいは廃止することにもなります。そうなりますと、とくにお年寄りや子どもさんなど

交通手段のない人は、たいへん困られることとなります。

路線バスを維持継続するためには、バス利用を増やして、少くとも第二種路線(一台一日平均乗車数五人以上)として維持できるように、お互いに関心を持ち、積極的に利用していただくしか方法がありません。

自家用車が普及した現在、自家用車も私たちの生活必需品であることは、十分承知していますが、路線バスもまた私たちの生活に欠くことのできない交通手段である以上、お互いが共存できるような努力すべきではないでしょうか。

### ▼路線バスはみんなの足がわりです



## 町の財政状況 (公有財産の概況)の訂正

昨年12月号で公表いたしました町の財政状況の公表のうち、昭和56年度末公有財産の概況で一部訂正がありましたので再掲いたします。ご迷惑をおかけしたことをおわびいたします。

### 1. 土地及び建物

| 区 分      | 土地(地積)               |                      | 建物(延面積)              |                      |
|----------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|
|          | 訂正前(m <sup>2</sup> ) | 訂正後(m <sup>2</sup> ) | 訂正前(m <sup>2</sup> ) | 訂正後(m <sup>2</sup> ) |
| 1.総務関係   | 10,179               | 11,473               | 5,079                | 5,079                |
| 2.教育関係   | 140,228              | 140,228              | 28,790               | 28,790               |
| 3.民生関係   | 12,126               | 13,285               | 3,684                | 4,042                |
| 4.農林関係   | 19,236               | 18,269               | 3,200                | 3,200                |
| 5.保健衛生関係 | 15,125               | 15,125               | 847                  | 847                  |
| 6.施設関係   | 17,141               | 17,141               | 6,759                | 6,759                |
| 7.その他    | 6,902                | 6,902                | 168                  | 168                  |
| 合 計      | 220,937              | 222,423              | 48,527               | 48,885               |

### 2. 山林

| 土地の権利区分     | 面 積     |         | 立 木                  |                      |         |
|-------------|---------|---------|----------------------|----------------------|---------|
|             | 訂正前(ha) | 訂正後(ha) | 訂正前(m <sup>3</sup> ) | 訂正後(m <sup>3</sup> ) |         |
| 所 有         | 1.直営林地  | 3,297   | 3,287                | 224,671              | 224,629 |
|             | 2.分収林地  | 4,742   | 4,752                | 338,909              | 338,909 |
|             | 3.その他   | 377     | 377                  | 38,032               | 38,032  |
| 小 計         | 8,416   | 8,416   | 601,612              | 601,570              |         |
| 分 収         | 0       | 0       | 0                    | 0                    |         |
| その他の権原によるもの | 0       | 0       | 0                    | 0                    |         |
| 合 計         | 8,416   | 8,416   | 601,612              | 601,570              |         |

## 20歳と選挙権

政治に参加する道を  
大切に

二十歳になると生ずる権利の一つに、選挙権があります。わたしたちは選挙権を行使することによって、国の政治をはじめ県や町の地方政治に参加することになります。

特に、今年には、参議院議員選挙、県議会議員選挙、町議会議員選挙が行われます。二十歳になった皆さんは、当然これらの選挙に一票を投ずる権利を持ったことになり、

町の選挙管理委員会が作成する、「選挙人名簿」に登録されていなければなりません。

町の選挙管理委員会は、町内に住所があり、かつ三月以上住民基本台帳に登録されている者の中から、満二十歳以上になった者を、毎年九月(選挙があれば選挙の直前)に選挙人名簿に登録します。

一度名簿に登録されると、住所を移転しない限り永久に登録されています。引っ越しなどで住所を変えた場合には、必ず住民票の異動届を出してください。そのままにしておくと、選挙権の行使ができなくなってしまう。

選挙の前には、必ず選挙人名簿の縦覧期間があります。自分が選挙人名簿に登録されているか、ぜひ確かめておきましょう。



▲各部門から意見発表が行われました



▲大会参加者(前列は表彰されたみなさん)

- ◎花いっぱい表彰  
町長賞 柚野小学校▼神原婦人会  
自治会長賞 矢井老人クラブ▼速内老人クラブ
- 優良 刀迫自治会▼大内谷自治会▼中央下自治会▼夏焼自治会▼小古祖自治会▼庄方自治会▼上市自治会▼西村自治会青年部▼大久保自治会▼安養地自治会▼柚木小学校▼柚野中学校▼三谷小学校▼引谷小学校▼八坂小学校▼八坂中学校▼中央小学校▼堀中学校▼島地小学校▼島地中学校▼串小学校▼串中学校▼甲田美和子(個人)
- ◎PTA関係伝達表彰  
井上早苗(中央小学校)▼水津幹男(八坂小学校)▼松尾宗茂(串中学校)

社会教育だより

昭和57年度

社会教育振興大会

四つの主題を掲げ開催

- 昭和三十七年度社会教育振興大会が、昨年の十二月十四日山村開発センターで、四つの大会主題
- みんなで心のふれあう「花いっぱい運動」に取り組もう
- 同和教育を深化し、人権を尊重する社会を築こう
- 家庭教育を見直し、青少年の健全育成に努めよう
- 明るい健康な町づくりをめざし、体力づくりに取り組もう
- をもとに二百六十人が参加して開催されました。
- 大会は、表彰式の後、各部門から四人の意見発表(社会体育・高橋輝夫さん▼青少年・島瀬和子さん▼婦人・永久リウ子さん▼同和教育・伊藤利幸さん)があり、続いて「たくましく豊かな人間性を育てるために」と題して、防府教育事務所指導主事 木原富太先生の感銘深い講演がありました。
- ◎大会で表彰された人たち (敬称略)
- 徳地町教育委員会表彰  
島地婦人会(婦人会活動)▼串地区社会教育連絡協議会(地域づくり)▼河野利之(同和教育)▼松本芳雄(青少年教育)▼森氏辰喜(文化芸術)▼原重頼(社会体育)

成人式へどうぞ

- 日時 1月15日 午前9時から
- 場所 山村開発センター
- 行事 午前=式と講演  
午後=青年団主催ダンスパーティ

感謝状

- 岸見石風呂保存会(文化財)▼柚野小子ども太鼓(ふるさとづくり)▼藤田照美(同和教育)▼福田忠人(同和教育)▼松村マツヨ(公民館活動)▼藤本正登(同和教育)

↓ わら細工伝承教室を開催

～出雲子ども会～

出雲子ども会が、昨年の12月5日徳地町クラブハウスで、わら細工伝承教室を開きました。この日参加した子どもは20人で、お年寄りの手ほどきを受けてわらぞうりや輪飾りを熱心に作りました。指導にあたったお年寄りの人も「子どもたちが熱心でおぼえが早い」と感心し、うれしそうでした。



↑ 文化講演会を開催

～金色夜叉と現代～

徳地町文化協会(会長福田敏一)主催で文化講演会が、昨年の12月8日山村開発センターで開催されました。講師には、東京学芸大学教授・大久保典夫先生を招いて「金色夜叉(こんじきやしゃ)と現代——恋愛の意味——」と題しての講演があり、80人もの方が文学について楽しく聴きました。

学校だより

人権について考える

昨年、十二月四日から十日まで第三十四回人権週間にあたっているという紹介は、すでにこの広報とくぢ十一月号で紹介されているところだ。

この期間中に、中学生の人権思想の普及を図るため、全国中学生人権作文コンテスト県大会が行われ、県内各中学校より六百七十二編が応募されました。その中から、最優秀賞として堀中学校三年 石田尚子さんが選ばれました。



▲校長から表彰状を受ける石田さん

新年初頭に当り、私たち一人一人が、人権について再認識する意味から石田さんの作文を掲載することにしました。

そして「人権の共存」(お互いに相手の立場を考慮して豊かな人間関係をつくる)の実現をめざしてこの一年を過ごしていきたいものです。

人権の尊重

堀中学校三年 石田尚子

私たち人間は、過去、約一万年に及ぶ、長い歴史のなか、絶えず明日を考え、よりよい未来をつくろうと努めてきた。そして、そのことが文化というものを生みだしてきたのだらう。他の動物にはまねることのできない、感情の表現やすばらしい思想の転かんによって、現在の文化が築かれてきた。しかし、私たちが新しい物を作り出したり、考えだしたりする場合、自然あるいは人間同士の戦いが絶えなかった。現在でこそ「思想及び良心の自由は、これを侵してはならない」(第三章 第十九条)

「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する」(第二十一条)

と憲法に定められ、人間として考え、表現していくことが簡単に、かつ自由に行われるようになった。が、考えてみれば、人間として一番自然な行為、考え、それを表現するというのが、現在のように認められたのは、一九四六年に制定された新憲法になってからのことだ。まだ四十年もたっていないのだ。

例えば、ガリレオは、今にしてみれば小学生から教えられているような考え、「地球はまわっている」という発見を世に初めて発表し、人心を乱すとして、罰せられました。

古代の人たちは、そうした新しい考えを持った人に反対し、ともすれば、それが悪いことだと非難もした。つまり古代人は、よりよい未来をつくろうと努めていくと同時に、保守的な現在をこわしたくないという考えをもっていたのだ。

このことは、古代人だけでなく、現在の人たちにもいえないだらうか。八百屋で子供たちが、一つのリングをみているとしよう。一人は「おいしそうだな、食べたいな」と思うかもしれない。「かわいいう子もいるだらう。大人がみればいくらぐらうのかしら」とか「どこのリングかしら」といった、子供とはちよっと違った発想をする。

大人と子供、男と女がいつしよに住み一つの社会をつくっている今日、主義主張はみんな違っているはずだ。違っているからこそ、進歩があり発展があるのだ。そのため、すべての国民が一個人として尊重され、だれもが自由な発想のできる平等な社会にしなければならぬのだ。

また古代をふり返ることになるが、江戸時代、士・農・工・商という身分制度があったが、これは現在の職業差別だ。幕府の政策上農民という地位は武士の次に置かれたが、農民は、食べるものから着るものまで指図され、自主の心までとりあげられた。

福沢諭吉が唱えた「天は人の上に人をつくらず、人の下に人をつくらず」という考えは、現在に至ってはじめて、だれの心にも浸透していった。

しかし、潜在意識の中、今でも職業に対する差別がなされているのではないだらうか。

つい最近こんなことがあった。体育祭の時私たちの学校では、おたく競走をする。今年のテーマは「古い文化」というのがあげられたのだが、私のクラスの中で、農民を表現するという班があった。

「農民なんて、はずかしい」「あんなのいやだ」という声があつた。私の家は昔から農業をしていたが、その時の言葉は、私の心になんともいえないいやな気分を残し、そんな風に思われていくことに初めて気づいた。職業差別。なぜそんなものが起

こるのだらう。たぶん、その職業に対するあこがれ、希望がそのまま、ランクづけにつながっているからだらう。自分にとって一番やりたい職業が一番いい職業。だから一人一人がそれぞれ自分の職業に責任と誇りをもてほしいのだらう。また、まだ職業を持つていない私たちから誇りをもつて、自分の選んだ職業に臨む努力をすべきだと思ふし、もちろん人の選んだ職業にも理解を持つべきだと思ふ。最後に、私がこの作文を書くことと想って一カ月、人権——人の権利に對し、深く考えることができたことをうれしく思う。

生活的視野が広がり、物事を真剣に考えることができるようになった。と同時に、人は法の下に平等で人間一人の重さと、人間としての使命を感じることができた。差別というもののみにくさ、無意味さを今後、多くの人たちが理解し、差別のない社会になることを願う。

二十一世紀をせおって立つ私たちこそ手をとりあい、その輪を広げていかななくてはならないのだ。





# 写真だより

▼模範演技を見学する団員



▲消火実地訓練



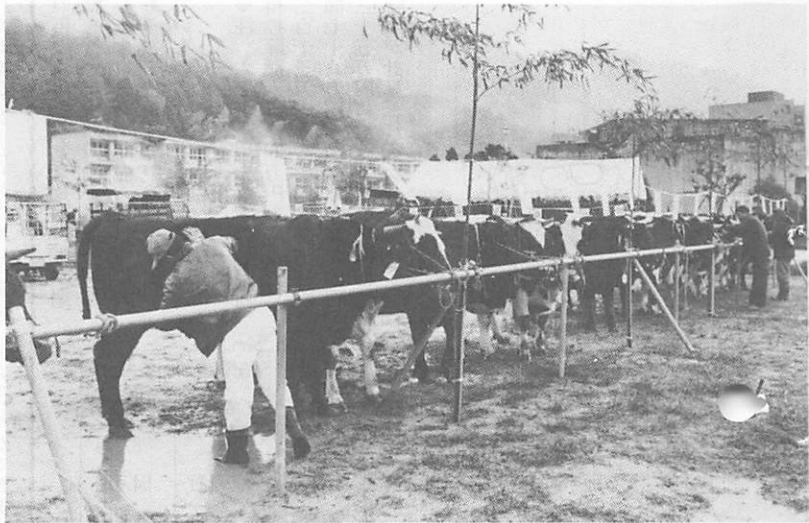
## 町消防団員が全員訓練



徳地町消防団の全員訓練が、火災予防運動期間中の昨年11月28日に行われ、消防ポンプ車、積載車25台と団員 257人が中央小学校グラウンドに集結し、消防ポンプ基本操作法の模範演技による操作の解説などがあった後、堀西川付近で火災発生との想定で積載車5台が出勤し、消火実地訓練が行われました。

## ↓ 八坂地区の自治会役員が カーブミラーの清掃

昨年の12月19日午後1時から、八坂地区自治会の役員会が八坂公民館で開かれ、自治会の連絡協議などを行った後、役員8人と公民館長とで、八坂地区全域のカーブミラー清掃の奉仕作業を行いました。



## 出品62頭 畜産共進会 ↑

恒例の畜産共進会が、昨年12月6日山村開発センター入口横で行われ、肉牛52頭、乳牛10頭の出品がありました。審査の結果は次のとおりです。(敬称略)

### ◆肉牛の部

- ◎特等 田村鷹久(串) 河村豊(柚木)
- ◎1等 佐井門且英(伊賀地) 河村豊(柚木) 国長梅明(柚木)
- ◎2等 河村正義(引谷) 石井ツネ子(堀) 石川栄(柚木) 河村清(船路) 山本梅夫(伊賀地)

### ◆乳用牛の部

- ◎特等 松田茂(船路)
- ◎1等 粟屋稔雄(堀)
- ◎2等 原田勇(船路)

なお、共進会后せり市が開かれ、黒毛最高値69万円、最低値43万円で、ホルスタイン最高値65万円、最低値42万1千円でそれぞれ取り引きされました。

国民年金シリーズ ③

## 年金にも税金が掛かる場合があります

年金にも税金が掛かる場合があります。これを「年金に税金が掛かる」といいます。厚生年金、船員保険および国民年金の老齢年金や通算老齢年金などは、所得税法の規定により給与とみなされ、所得税が掛かる場合があります。

所得税法には、いろいろな控除があります。この控除総額を超える課税対象となります。そこで、いくらかから課税対象となるかを下の表で見てください。

所得税は、実際には、年金が支給される時に引かれています。対象者は年間支給年金額が六十万円以上(六十五歳以上の方は九十万円以上)の方です。

そのうち、年金を主たる給与として扶養控除申告書を社会保険庁に提出している人については、そ

の年の最後の年金支払期に年末調整を行い、税額の過不足分を調整します。また、年金の他に所得のある方や扶養控除申告書を提出していない方は確定申告が必要です。

※注 六十五歳以上の者の給与所得控除額が五十四万円となるのは、二百十三万円から老年者特別控除額七十八万円を控除した後の額百三十五万円に対して、給与所得控除額が計算されるからです。



| 諸 控 除       | 配偶者がいない場合 |       | 配偶者がいる場合 |       |
|-------------|-----------|-------|----------|-------|
|             | 65歳未満     | 65歳以上 | 65歳未満    | 65歳以上 |
| 老年者年金特別控除   | —         | 78万円  | —        | 78万円  |
| 給与所得控除(最低額) | 50万円      | 50万円  | 50万円     | 54万円  |
| 老年者控除       | —         | 23万円  | —        | 23万円  |
| 基礎控除        | 29万円      | 29万円  | 29万円     | 29万円  |
| 配偶者控除       | —         | —     | 29万円     | 29万円  |
| 合計          | 79万円      | 180万円 | 108万円    | 213万円 |

### 家族みんなで守りましょう LPガスの正しい使い方

- ◎ガスを使うときは、換気や立ち消えに注意しましょう。
- ◎ガスを使った後は、元せんも閉めましょう。
- ◎ガス器具はこまめに手入れをしましょう。
- ◎ゴム管は古くならないうちに取りかえましょう。

保健婦コーナー

## かぜの予防と治療

かぜのはやる季節です。年がら年中かぜをひいている人もいれば、十年来一度もひかない人もあります。そこで今回は、かぜをひかない体質づくりについてお話ししましょう。

これには、三つのポイントがあります。

1 皮膚を鍛える

かぜの引き金として、温度変化に対する体温調節がうまくいかなないことがあります。しかし、ふだ

んから、薄着、乾布摩擦、ふる上りの水かぶりなどで、皮膚を鍛えていると、体温調節機能が高まり、かぜひきのスキがなくなり、乾布摩擦のやり方ですが、朝起きたらすぐ裸になって、手足は先端から心臓方向に向けて、おなか、ヘソを中心に上下または右まわりに円を描きます。背中は、タオルの両端をもって斜めにこすります。ふる上りの水かぶりも、初めは、湯と水が二対一ぐらいか



2 かぜをひいてからのうがいは、徐々に冷たくしてゆきます。これらは、高血圧や、心臓病の人はしてはいけません。その他の持病がある人も、お医者さんに相談のうえ行ってください。

日光浴も有効ですが、ガラス越しでは、効果がありません。

3 バランスのよい食事

日ごろからバランスのよい食事をとっていると、かぜに対する活力が高まります。とくに十分なたん白質(魚・肉・卵・大豆製品・乳製品など)とビタミンA(緑黄色野菜・レバー・バターなど)やビタミンC(野菜・果物)をとることが大切です。

これで、あなたも「かぜにさようなら」ができます。

## 1歳6カ月児健康診査

- ☆対象児 昭和56年4月29日～同年7月20日
- ☆日 時 1月20日(木)午後1時30分～2時30分
- ☆場 所 山村開発センター
- ※対象児には、個人通知をいたします。



# お知らせ

昭和58年度

## 山口県農業大学校 学生募集

専攻コースおよび募集定員  
園芸部・畜産部  
本科生 四十人(修業年限二年)  
研究科生 十人(修業年限一年)

### 研修部

研修生 若干名(修業年限、そのつど知事が定める期間)  
応募資格  
将来、地域農業の担い手となる人で、次の各項に該当する人  
本科 二十五歳未満の人であつて、高校を卒業(見込み)した人、またはこれと同等以上の学力を有すると知事が認められた人。

### 研究科

研究科 二十五歳未満の人であつて、短期大学以上の学校を卒業(見込み)した人、またはこれと同等以上の学力を有すると知事が認められた人。  
研修部 知事が適当であると認められた人。

### 応募手続

入学願書・健康診断書(規定の書式)・最終出身学校の調査書等・写真・農業改良普及所長の所見(出願者の住所地を管轄する農業改良普及所長を経由)願書受付期間  
二月一日から二十八日まで  
問い合わせ  
不明の点は、最寄りの農業改良普及所または直接山口県農業大学校(防府市牟礼三二八 防府38105110)へお問い合わせください。



昭和58年度

## 保育園児の募集

町内の保育園(所)に入園を希望される園児の保護者の方は、受付期間中にお申し込みください。  
受付期間 一月十日から一月三十一日まで  
受付場所 役場本庁・各支所の窓口および町内の各保育園(所)  
入園開始月 昭和五十八年四月  
申請要領 所定の申請書により申し込んでください。(申請書は受付場所にあります)  
なお、入園申し込みにあたって

は、入園基準、手続きなどよく聞かれてお間違いないようにしてください。また、入園についての詳しいことは、役場町民課福祉係(有線2341)へお尋ねください。

## カレンダーを送ろう

集めたいカレンダー  
日本を紹介する、絵、写真、図などが入っている昭和五十八年のカレンダーで、種類、大きさ、内容は問いません。  
期日  
一月十四日まで

### カレンダーの送付先

山口市大手町九一六 山口県社会福祉会館内 山口県ボランティアコーナー気付(☎山口2419090)

なお、集まったカレンダーはアジア、オセアニア、ビルマ、インド、スリランカなどの国々へ送られます。

### 身体障害者のみなさんへ

#### 民間バスの運賃割引証が廃止されます

身体障害者の利便を図るため、山口県バス協会の協力で割引証が廃止されることになりました。  
◎改正されたもの

## 雇用相談室の状況

### 求人求職状況

(防府公共職業安定所 57年11月分)

| 職種別  | 男   |         | 女   |         |
|------|-----|---------|-----|---------|
|      | 求   | 職       | 求   | 職       |
| 事務   | 0   | 8       | 21  | (1) 47  |
| 技能者  | 61  | (1) 16  | 25  | (1) 15  |
| 運転手  | 50  | (1) 20  | 44  | (2) 18  |
| 営業   | 76  | 19      | 54  | (1) 42  |
| 単純労働 | 103 | (1) 46  | 12  | 1       |
| 販売   | 7   | 1       | 16  | 17      |
| その他  | 35  | (1) 27  |     |         |
| 計    | 332 | (4) 137 | 172 | (5) 140 |

(注) ( )内は徳地町内分で内数です。  
徳山職業安定所よりの求人等もあります。希望者は町役場経済課商工観光係へ(有2351)

## タコあげは 広いところで楽しく

タコあげのシーズンになりました。タコは、電線のない広い場所であげましょう。もし、電線にタコがかかったときは、危険ですから、自分で取ったりしないで中国電力へ連絡してください。

★中国電力徳地出張所 ☎2-0115



休日在宅医(防府地区)

|                                             |                         |
|---------------------------------------------|-------------------------|
| ■診療時間                                       | 午前9時～午後5時まで             |
| ■外科                                         |                         |
| 1月15日                                       | 三田尻病院<br>お茶屋町 ☎22-1110  |
| 16日                                         | 吉田整形外科<br>上天神 ☎22-0021  |
| 23日                                         | 山県外科整形<br>お茶屋町 ☎22-0246 |
| 30日                                         | 河村外科<br>高井 ☎22-7520     |
| 2月6日                                        | 防府胃腸病院<br>駅南町 ☎22-3339  |
| 11日                                         | 防府中央外科<br>上天神 ☎22-6210  |
| 13日                                         | 柴田外科<br>三田尻 ☎22-0705    |
| ■内科・小児科                                     |                         |
| 日曜日・祝日とも防府市休日診療所<br>(寿町・防府市役所別館1階 ☎23-2120) |                         |

町内月間行事予定

|       |                                    |
|-------|------------------------------------|
| 1月12日 | 農業委員会 9:00～ 議場                     |
| 14日   | 心配ごと相談 10:00～15:00 旧中央公民館          |
| 15日   | 成人式 9:00～ 山村開発センター                 |
| 20日   | 1歳6カ月児健康診査 13:00～14:00<br>山村開発センター |
| 25日   | 心配ごと相談 10:00～15:00 八坂公民館           |
| 26日   | 不要犬引き取り日 8:40までに本庁または<br>各支所へ      |
| 2月4日  | 心配ごと相談 10:00～15:00 串公民館            |

1月は固定資産税4期  
国民健康保険税7期の納期です

(納期限1月31日)

買い物は町内で

- ★ 身近かで便利 買いよい徳地
- ★ 買い物は地元で 明るい町づくり
- ★ タバコは町内で買ひましよう

■寄付  
一万円 北野天神裸坊ご一同より  
二万円 徳地ライオンズクラブより  
■歳末助け合い

■香典返しの一部として  
二万円 古森 山本五一さんより  
(故 奥様 文子さん)

**善意**  
銀行

還付申告はお早めに!

還付金はあなたの銀行口座への  
振り込みで受け取りましょう。

二万四千三百二十一円  
中央小学校児童・職員ご一同より  
二万九千八百九十五円  
島地小学校児童・職員ご一同より  
一万円 徳地ライオンズクラブより

ありがとうございます。社会福祉事業、歳末助け合いのために役だたせていただきます。

町の人口

|                        |       |
|------------------------|-------|
| (11月末日現在)              | 前月対比  |
| 世帯数 3,313世帯            | ±0世帯  |
| 人口 11,398人             | -22人  |
| 男 5,535人               | -12人  |
| 女 5,863人               | -10人  |
| 自然増減 -3人(出生5人 死亡8人)    | 死亡8人  |
| 社会増減 -19人(転入20人 転出39人) | 転出39人 |
| 資料……住民基本台帳調べ           |       |

文芸



さなみ短歌会

十二月号より  
田中 玉恵 選  
三井 美代子  
藤井 紅葉子  
土井 青城子 選  
三七一号より  
小西 綾香  
山本 日出子  
陽にそよぐ落葉の刻みえていて  
貼り替えし障子明るし恵比須講  
大 中 祥生 選  
赤木 玉江  
売れ残る綿菓子縮む夕時雨  
仲子 かすみ  
喪の花輪並びし庭の返り花  
原田 サウエ  
藍倉の影を写せし冬の堀  
尾の道の老舗に入りて食とれば掲  
かりし「和作」の油絵に見入る  
もつ役目を果す  
原田 禮子  
七十四の秋の祭の御神幸に幣捧げ  
たたかいに乏しく育ちし子等のい  
まいごなふまに秋を旅する  
原田 茂一  
エンジンの音絶えし田の日暮には  
家族総出で墓塚を組む  
宇佐川 ミサオ  
祝の酒をあたたむ  
松原 その  
収穫も悉く終へしぐるる宵夫に  
中本 良子  
秋雨に濡れしポストの口拭きて娘  
への便りをそっと落しぬ